

マレーシア向け原産地証明書への中古建機等に関する「製造年」の記載禁止について

日本国内の全ての商工会議所において、2010年1月から、マレーシア向け原産地証明書への「製造年」の記載を認めることが禁止となりましたのでご周知いたします。

(元来、製造年月日は、輸出品の原産性とは直接関係ありませんので、原則、原産地証明書への記載は認められておりません。)

尚、製造年証明が必要とされる場合のフォームについては、現在、日本商工会議所がマレーシア政府と調整中です。詳細は下記までお問い合わせください。

<日本商工会議所 国際部>

TEL : 03-3283-7875 FAX : 03-3216-6497

松本商工会議所 中小企業振興部 工業振興グループ

TEL : 0263-32-5350 , TEL : 0263-48-1657